

新型コロナウイルス感染症対策としての市内幼稚園・保育所等の主な対応

令和2年8月20日現在

【市立幼稚園・こども園（1号）】

- ・臨時休業の期間等：3月3日から4月9日まで（春休み含む）
4月17日から5月31日まで（準備登園期間含む）
 - ※卒園式・入園式は規模を縮小し実施
 - ※特別な配慮が必要な園児・家庭(保護者の就労等)については、3月19日まで保育を実施
 - ※子ども向けの教材やプリントなどを作成し、各家庭・園児とのつながりを保てるようにポ
ストインを実施（4月17日を1回目とし、計6回）
- ・5月25日からの5日間
スムーズな再開に向け、園生活に慣れ、生活リズムを整える期間として、準備登園期間を
設けた。
- ・6月1日再開
6月の1ヶ月間は、昼食に不安を感じる声や子どもの実態に添えるよう、降園時間を1日
2回（11:30と14:00）設け、保護者が選択できるようにした。
- ・通園バスについて
 - ※「3密」の状態を避けるため、必要に応じてルート変更し、乗車人数の調整・乗車時間の
短縮を行った。
- ・夏休み期間の登園日について
 - ※例年の登園日に加え、7月20日、21、22日の3日間も実施（通園バス運行）

【市内保育所・こども園（2・3号）等】

- ・家庭保育の協力依頼：3月1日から4月16日まで
3月中に連続10日以上休みが合った場合、保育料（市立園の給食費）還付
 - ※卒園式は規模を縮小し実施
- ・登園自粛の依頼：4月17日から5月14日まで
 - ※登園自粛された子ども向けに教材やプリントを作成し、配布等を行った。
- ・家庭保育の協力依頼：5月15日から6月30日まで
4月から6月の保育料（市立園の給食費）は、日割り計算により還付
- ・育児休業復帰時期（6月末まで）及び求職活動期間（7月末まで）の延長